

頃日被申聞候、濃州本郷村
之儀、前々より商荷物令
着船、人馬ニ而其所々江送り
届候処、近キ比、外村江も令着
船候。本郷村之儀ハ、美濃路通
衆有之節、渡船之御用相勤、
其上、前々より之湊ニ候之間、右
村江令着船候様ニ致度旨、
相願之候付、吟味有之候へハ、
外村ニ指障も無之由、各
了簡付、札を以被相達候趣、
申談候処、差障も無之事
候ハ、前々より取扱来候通、可
被申付候。且又、運上金之儀、
差上度由、願書ニ相見候得
共、此義ハ新規之事候間、
重而吟味之上、可申付候。
此等之趣、可被申渡之候。
右之趣、可申渡旨、御国奉行衆
被申聞候間、可存其旨候。以上。

(一七三八)

元文三年

十一月十三日 村上只右

栗田六之右

本郷村
庄屋

濃州本郷村之儀、前々より
諸荷物等令着船、人馬二而
送り届候処、近キ此外村江も
令着船候。本郷村之儀、渡船
等有之、通り衆有之節ハ
墨俣宿役船相勤、往古
より湊ニ取扱来候間、右村江
令着船候様ニ願候付、各
於役所吟味有之候之処、
外ニ差障も無之由被相
達候付、申談、前々より取扱
来候通ニ去冬申付候。
然処隣村より彼是願之筋も
有之由ニ而、願書被指出候へ共、
本郷村之儀ハ、右之通、渡船も
有之、役船も勤之、修復
等も自分ニ致由ニ候得ハ、
旁外村々願之儀ハ難取
揚候付、願書差戻し候間、
其旨御申渡可有之候。以上。

正月廿三日 今泉忠兵衛

埴原金左衛門

栗田六之右衛門様

村上只右衛門様

右之通、御国奉行衆より申来
候之間、此旨承知可仕候。以上。

(元文四・一七三九)

未正月廿九日 村上只右

栗田六之右

本郷村

庄屋